

○議長 玉城 勇君 ただいまから令和4年第1回南風原町議会臨時会を開会します。

開会（午前10時00分）

○議長 玉城 勇君 それでは直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 玉城 勇君 日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって3番 岡崎晋議員、4番 石垣大志議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 玉城 勇君 日程第2. 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいたと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日間と決定しました。

それでは、これから議案の上程に入ります。

日程第3. 議案第1号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第9号）

○議長 玉城 勇君 日程第3. 議案第1号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第9号）についてを議題とします。まず、提出者から提案理由の説明を求めます。副町長。

○副町長 国吉真章君 おはようございます。議案第1号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第9号）令和3年度南風原町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,221万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ174億5,449万7,000円とする。2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」に

よる。内容等については担当のほうから説明をさせていただきます。

○議長 玉城 勇君 総務部長。

○総務部長 宮平 暢君 それでは議案第1号資料をお願いいたします。議案第1号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第9号）について概要を説明します。まず、2ページの第1表歳入歳出予算補正について説明します。今回の補正は、子育て世帯及び非課税世帯への臨時特別給付金について補正の必要が生じたので、歳入・歳出それぞれ5億1,221万1,000円を追加し、補正後の一般会計予算額は174億5,449万7,000円となります。内容については、7ページ以降の事項別明細書で説明します。

4ページをお願いいたします。第2表 繰越明許費について説明します。3款1項. 非課税世帯等に対する臨時特別給付事業4億9,291万1,000円は、本事業の期間が令和4年12月までとなっていることによる繰越です。

では、歳入について説明します。7ページをお願いいたします。14款2項1目. 民生費国庫補助金5億1,221万1,000円の増は、子育て世帯への臨時特別給付事業費補助金並びに非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費及び事務費補助金で、補助率10分の10です。

引き続き、歳出について説明します。8ページ、3款1項10目. 臨時給付金事業費4億9,291万1,000円の増は、歳入7ページで説明した非課税世帯等に対する臨時特別給付金及び事務費の計上です。9ページをお願いします。3款2項1目. 児童福祉総務費1,930万円の増は、歳入7ページで説明した子育て世帯への臨時特別給付金の追加の計上です。以上が議案第1号 令和3年度南風原町一般会計補正予算（第9号）の概要です。ご審議のほどお願いいたします。

○議長 玉城 勇君 これから質疑に入ります。質疑はありませんか。8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 それでは質疑させていただきます。まず、今回の非課税世帯等に対する臨時特別給付金ですけれども、国の制度による補助ということで理解していますが、時系列で年末にやった臨時特別交付金、それ以外の部分がここに入ってきて補正もあるわけですが、どの時点で国で決まって、そして今回の臨時会で可決して、どういうふうな事務処理が流れていくのか。併せて4ページのほうでは繰越明許をされるわけですが、期間が12月までであるということとは理解できるんですけれども、先ほど言ったように時系列的に行くと、実際の支給がどのような時期になるのか、この後のことも含めて教えていただき

たいと思います。

次に実際に支給する非課税世帯ですけれども、何世帯あって、対象者が何人ぐらいいらっしゃるのか。また子育て世帯の臨時特別給付金についても補正ということですが、補正になった理由とか、実際より想定より数が多かったとか申込みが多かったとか、状況があると思いますので、それぞれその数について、状況も併せて教えていただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 ご質疑におこたえいたします。まず、1番目のご質疑の時系列ということでございますが、子育て世帯等への臨時特別給付事業ということでございますが、子育て世帯等への臨時特別給付事業ということで、9月30日時点の児童手当を受給されている世帯に対して、子供1人当たりの10万円を、これはプッシュ方式、こちらからすぐその口座に振り込むという形で、まず1点目取り組むということで。そしてこの事業の中にはその時点で非課税世帯に対する臨時特別給付金事業というのもありまして、ただこの部分に関しましてはプッシュ方式では振込ができません。さらにこの子育て支援給付金の部分に関しましても、町が把握しています公務員等以外の方についてはプッシュ方式でできますが、公務員等に関しましてはそれぞれ職場を通して児童手当等をやっておりますので、そういった部分でプッシュ方式でできませんので、そのあたりは12月過ぎてからしか振込ができないという状況でございまして、まずはこの児童手当を受給されている方々に対して、本町では12月27日に振込をしております、プッシュ方式です。この部分が3,499世帯、7,317人の子供さんに関しては12月27日に振込を済ませております。その後、申請が必要な方々に対して申請書を送付して、今現在申請書を受け付けて、その方々への1回目の振込が今月末1月31日を予定しておりまして、順次申請受付しておりますので、また2月というふうに振り込んでいきます。さらに今回の補正の非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関しましては、この後議決いただいた後に対象世帯、まずこれは町が把握しています非課税世帯に対して申請書を送付して、確認書というふうになるんですが、送付してそれが戻って来次第すぐ口座のほうに振込をするという形。この非課税世帯等に対する臨時給付金に関して、もう一つ、家計急変世帯というのがございまして、令和3年度は非課税世帯ではないんですけれども、令和3年中の収入がその非課税世帯等と同等な収入となるような世帯に関しましても給付がございまして、その方々に関しては、さらにこちらから案内、

広報等を通して申請していただいて給付していくというふうな形になります。以上がこれまでの、昨年から今現在においての時系列というふうな形になります。

まず、非課税世帯の対象ということでございますが、非課税世帯3,584世帯ございます。そして家計急変世帯として見込んでおりますのが1,246世帯、合計4,830世帯への給付を見込んで、今回の補正4億8,300万円を計上しております。

3点目のご質疑の子育て給付金の1,930万円の補正の理由ということでございますが、当初12月の補正で計上しました部分に関しては、トータルで9,407人を見込んでおりました。それはその時点で国の交付金の算出方法というのがありまして、国の補助金交付申請するに当たって、国の算出方法による計上ということで、9,407人を見込んで計上しました。実際12月末にプッシュ型で振込、それからその後公務員等の申請等を受け付けていく中で実数がだんだん見えてきまして、あと残り193名分が必要であるというふうに見込まれますので、今回193人分掛ける10万円、1,930万円の補正というふうになっております。以上でございます。

○議長 玉城 勇君 8番 照屋仁士議員。

○8番 照屋仁士君 ありがとうございます。時系列の説明で分かりました。ある程度把握する時間が必要というか、実務的にも申込みをする期間が必要だったというふうに理解をするわけですが、この非課税世帯ですね、先ほど3,584世帯と、あと家計的なものも含めると4,800世帯余りというようにありまして、ちょっと対象人数がなかったのが対象人数が分かれば教えていただきたいと思います。

あと、この非課税世帯への支給ですけれども、順次申込みが来て支払っていった、期間が令和4年の12月までということなんですけれども、今回の4億8,300万円で、ほぼその対象となる4,800余りの世帯をカバーできる数になっているのか。それともまた随時これから増えていくとか、そういったことが想定できるのかどうかについて教えていただきたいと思います。

次2点目に、この12月末支給だった子育て臨時対策給付金、臨時特別給付金ですけれども、10万円給付ですね、残り193名分ということなんです、特にこの193名分が12月に漏れたということではないわけですね。財源的なもので賄うということで、この193名支給できなかったということではないというふうに理解しますが、それでいいか、この2点教えていただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。まず1

点目の非課税世帯への給付金についての対象人数ということでございますが、こちらは世帯に対してでございますので1世帯当たり10万円、ですので4,830世帯に対して10万円ですので4億8,300万円の補正というふうになります。

それからこの4,830世帯、4億8,300万円で全体をカバーできるかというところでございますが、まず非課税世帯に関しましては今現在で町が把握しておりますので、これは全体分に対してやると。残りの家計急変世帯については1,246世帯を見込んでおりますが、こちらも国の所要見込額の算定方法ということで示されている状況で、おおよそ7～10%ぐらいということで今やっております。これがしかしながら、もっともって増えてくるというふうになっていくと、この4億8,300万円では足りないという状況になってきた場合は、またその時点で補正等で対応していくというふうになっていきます。

それから子育て支援のほうの1,930万円、193人分については12月に漏れたということではなくて、12月の時点では児童手当を受けているプッシュ型の部分に関しましては全員分にプッシュ型で振り込みしていますのでそういうことではございません。年を越して公務員等、そういった分を把握していく中で出てきた数字ということでございます。何分にも、先ほどのご質疑でございますが、時系列の部分では11月の中旬頃に閣議決定して急遽取り組むことになっている事業でございまして、このプッシュ方式のほうも12月の最終本会議のほうで追加で出ささせていただいて、議決いただいた取組でございますので、どうしても急ぎ急ぎでやっていく中での今の現状でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。10番 浦崎みゆき議員。

○10番 浦崎みゆきさん 子育て世帯の臨時特別給付金で、以前の議会でも質疑しましたけれども、離婚等によってちゃんと行くべきところに行っていないところなど、本町においては現状どのようになっていますでしょうか。

○議長 玉城 勇君 民生部長。

○民生部長 知念 功君 お答えいたします。議員おっしゃいますように、この子育て世帯の臨時特別給付金は9月30日で児童手当等を受給されている方というふうになっておりましたので、それ以降に離婚した場合に養育者が変わってしまっていて、養育していない方のほうに行ってしまったという事例が出てきているということで、全国的にそういうのが課題で上がって、

国のほうでもその部分を見直していくというのがあります。本町においては、10月入ってから9月30日以降のそういった対象となるであろう世帯は把握はしております。子供の数的に言うと36人程度、今現在我々が把握している分、ただその中で実際受け取られていないのかというのはこの後の、どのようにそれを調査するのか、そういった部分はありますが、現時点でそういった状況にあるであろうということは把握はしております。昨日付で国のほうからその部分に対する対応に関しては案が示されてきておりますので、しっかりそういった対処方針にのっとって、この部分しっかり支援が届くように、これは町長からも指示がありまして、この部分はしっかり対応できるようにするようということで指示を受けていますので、人数も把握しておりますので対応してまいります。

○議長 玉城 勇君 ほかに質疑はありませんか。

(「進行」の声あり)

○議長 玉城 勇君 質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号については、委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。よって議案第1号については、委員会の付託を省略することに決定しました。次に、討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 討論なしと認め、これをもって討論を終わります。

これから議案第1号 令和3年度南風原町一般会計補正予算(第9号)についてを採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長 玉城 勇君 起立全員でございます。よって本案は、原案のとおり可決することに決定しました。

○議長 玉城 勇君 次に、議決事件の条項、字句及び数字等の整理についてお諮りいたします。本臨時会において議案等が議決されましたが、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 玉城 勇君 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定しました。

○議長 玉城 勇君 以上で本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。これにて令和4年第1回南風原町議会臨時会を閉会します。お疲れさまでした。

閉会（午前10時22分）